

ワタミ社員(右)に、経営陣との協議申入書を読み上げる森義さん(中央)と、美菜さんの遺影を抱える祐子さん(左) 10月20日、東京都大田区



# 過労死のわけ知りたい

## 経営陣との面会求める

ワタミグループが展開する居酒屋チエーン「和民」に勤めていた娘を過労自殺で失った両親が、死後4年以上たった今も、「娘はなぜ死んだのか」と会社に問い合わせている。自分と同じ思いをする人をなくしたい。それが、過労死遺族の思いだ。

「誰が、何が、娘を死に追いやったのか。ワタミは説明していません」

9月20日、東京都内のワタミ本社。過労自殺した森美菜さん(当時26)の父豪さん(64)が、ワタミ経営陣との面会を求める申入書を、社員に向かって読み上げた。娘の遺影を抱えた母祐子さん(58)が、陥り表情でうなづいた。娘の遺影を抱えた母祐子さんは話す。

申入書には「私たちの時間は止まつたままです」と書いた。「娘を死に至らしめたワタミの業務の実態を明らかにしなければ、再発防止はありえない」と妻は驚いた。連日午後3時前に出社し、平日は午前3時半、週末は朝6時まで働いていた。休日も朝7時からの研修会への参加を求められ、リポートも提出しなければならなかつた。手帳には「誰か助けて下さい」と書かれていた。

「一生懸命働いて、使い捨てにされたことを証明したい」。

夫妻は08年8月、横須賀労働基準監督署に労働災害の認定を申請した。労基署は、美菜さんが適応障害になっていたことは認

### 労災認定と時間外労働

過労による労働災害かどうかは、仕事によるストレスと労働時間を総合的に考えて判断される。時間外労働は、脳出血や心筋梗塞(こうそく)の症状が出る直前1カ月間に約100時間超だったり、発症前の2~6カ月間に月80時間を超えていたりする場合に、仕事と病気との関連が深いと評価される。うつ病などの精神障害についても、昨年12月にできた新しい認定基準では、月100時間程度の時間外労働をしていた場合、仕事による負担が大きいとされる可能性が高い。

「それでも話し合いは続けます。会社に一件落着とは思われたくないのです」

## 「和民」勤務の娘が自殺 両親「再発防ぎたい」

めたものの、仕事によるストレスがそれほどなかったとして、申請を却下した。

夫妻は、自力で労働時間の記録をつくり、神奈川労災保険審査官に不服を申し立てた。今年2月、月141時間の時間外労働があったと認められ、労災が適用された。

労災は認められたが、会社の労務管理を改めてもらい、新たに被災を防ぎたい――。そう思った夫妻はワタミに話し合いを申し込んだ。

## 防止法に向け署名集め

家族の死を無駄にしたくないと思うのは、どの過労死遺族も同じだ。

07年に過労で脳出血を起こして亡くなった前沢隆之さん(当時32)の母、笑美子さん(63)(埼玉県加須市)=は、隆之さんが働いていた外食大手「すかいらーく」の人事担当者と、年に1回面談する。社員の労働時間は長すぎないか、健康診断を受けているか、報告を聞くためだ。

面談は、隆之さんの死が労災に認められた後、会社と交渉して実現した。だが、笑美子さんから見れば、会社の取り組みのスピードは遅い。

今年7月の面談では、残業時間が月80時間を超える正社員が約30人いたことが分かった。上司からうそのタイムカードを記録するよう強いられた、という話題が起きてはいけない。そのため、法律を作つて世の中を変えたい

(牧内昇平)

しかし、話し合いに出席するのは、会社の代理人の弁護士。

会社はどのような考え方で社員の労務管理をしているのか、そこには問題はなかったのか。本質的な問いには答えていないと感じる。夫妻は渡辺美樹会長ら経営陣との面会を求めている。

ワタミの矢野正太郎広報グルーブ長は「以前から労働環境の改善は経営の重要な課題と認識している。労働時間の把握、管理も効率的に行なっている。心身面が不調な社員の相談窓口もある。森さん夫妻とは、これまで通り代理人を通じて話し合いたい」という。